

黒石市立学校部活動の地域移行に関する検討委員会規則をここに公布する。

令和6年3月27日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第2号

黒石市立学校部活動の地域移行に関する検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市附属機関の設置に関する条例（平成9年黒石市条例第1号）第3条の規定に基づき、黒石市立学校部活動の地域移行に関する検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(所掌事務)

第2条 委員会は、黒石市立学校部活動（以下「部活動」という。）の地域移行に係る次に掲げる事項を調査審議し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域移行後の部活動の運営方法等に関すること。
- (3) 教職員の部活動の指導に係る負担軽減に関すること。
- (4) 部活動の地域移行推進計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の地域移行に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 黒石市立中学校の教員
- (2) 黒石市立中学校の保護者
- (3) 黒石市スポーツ協会の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年の3月31日までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会指導課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員会が新たに組織される場合の最初の会議は、教育長が招集する。